

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

意見書を提出させていただきます。
宜しくお願い申し上げます。

意見書

平成16年8月24日(火)

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 467-0841

あいちけんなごやしみずほくなえしろちよう2-1

愛知県名古屋瑞穂区苗代町2-1

ぶらざーこうぎようかぶしきかいしや えぬあい

でいーかいほつぷ

ブラザー工業株式会社 NID

開発部

ぶちよう

たかつぎ まさき

部長 高次 正樹

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のと
り意見を提出します。

<別紙>

弊社は、RFID関連製品をこれから研究開発していくと考えている会社です。
弊社としては、最終報告書(案)に示されているように、電波が有限希少な国民共有
の資源であり、その有効利用の必要性を理解しております。

しかし、最終報告書(案)では、現行制度を変更し、帯域占有型の小電力無線システムについては、新たに電波利用料を徴収することの是非が示されています。

弊社では、特にUHF帯RFIDに使用されるリーダライタに関して下記の理由により、事業用、一般用の区別なく、免許不要局からの電波利用料を徴収することについて反対の意見を述べさせていただきます。

1. UHF帯RFID電波の局所性

UHF帯RFIDに用いられるリーダライタの電波は通信距離が5～10m程度の無線システムであり、他の無線局に混信を及ぼす恐れが少なく、公共性を保った上での利用を目的としています。このようなUHF帯RFIDは、日本の無線市場をけん引していく可能性のあるシステムであり、他の小電力無線システムと同様の扱いとすべきであり、他の免許局と同様に電波利用料を徴収することは適切でないと考えます。

また、帯域占有型と帯域非占有型で徴収の区別をする案が示されていますが、帯域占有型であっても被徴収者に帯域を占有できることを保証できるものではなく、利用料を徴収する根拠、合理性に乏しいと言わざるを得ません。

2. UHF帯RFIDは国際的にも重要な技術

UHF帯RFIDは、国際的にISOでの標準化作業が進み欧米、アジア諸国で電波の割り当て検討がなされ、ITの利活用により経済社会を発展させる重要な技術です。

諸外国では事業用、一般用の区別なく、免許不要局からは電波利用料を徴収せず産業界での技術革新を促進し、自由な活動を担保して国際競争が公平に行われています。この面での諸外国との制度の整合性の確保が必要です。すなわち、UHF帯RFIDのリーダライタに電波利用料を課金することは、産業界インフラコスト高になり国際競争力が低下し、国内ユーザー企業の負担が大きくなると考えます。また、非関税障壁につながるおそれもあり、電波利用料の徴収は適切ではないと考えます。

3. RFIDの利活用による政府の基本計画の達成を阻害および逆行

RFIDは、「元氣、安心、感動、便利」社会の実現を標榜するe-Japan戦略Ⅱにおいて、産業・生活を支える経済・社会のインフラとして高度な利活用が強く期待されています。また、総務省が提唱しているユビキタスネット社会の実現に向けたe-Japan戦略においてもRFIDは重要視されております。

また、政府は「IT投資促進税制」においてRFIDの利活用を促進するため、その機器の取得に対し、減税を行いその負担の軽減を行っています。

以上のように最終報告書(案)は、規制強化につながり、IT産業の発展・普及の阻害要因となり、政府方針に逆行しているものであります。

「基準認証実施者課金方式」等の問題点

最終報告書(案)に示されている「基準認証実施者への課金方式」についても、次のような理由から、その方式を採用することに反対です。

- ① RFID機器のユーザーにおける利活用の方法・度合いは多様であるにも拘わらず、RFID基準認証実施者に一律課金することは適切でないと考えます。
- ② RFIDのメーカー段階で課金される時期と、ユーザー段階でRFIDが実際に使用される時期とは一致しないケースが多いため基準認定実施者に一律課金することは適切でないと考えます。

また、「製造メーカー出荷時での課金方式」についても上記と同様の理由により、「流通段階での課金方式」についても二重課金になるおそれがあるため、この課金方式の採用にも反対です。

5. 電波利用料の用途について

最終報告書(案)では電波利用料の用途について、新たな研究開発費、デジタルデバイスへの解消の費用等に充当としているが、研究開発に係る官民の役割分担は慎重に考慮すべきで、使途範囲を安易に拡大すべきでないと考えます。

以上